

金融安定化に関する特別委員会議録 第十九号

平成十年十月八日(木曜日)

午後四時二分開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

理事 石原 伸晃君
理事 藤井 孝男君
理事 保岡 興治君
理事 池田 元久君
理事 坂口 力君
理事 愛知 和男君
理事 伊吹 文明君
理事 金田 英行君
理事 河本 三郎君
理事 砂田 圭佑君
理事 滝 実君
理事 中谷 元君
理事 宮本 一三君
理事 山本 幸三君
理事 枝野 幸男君
理事 海江田万里君
理事 近藤 昭一君
理事 石井 啓一君
理事 大口 善徳君
理事 鈴木 淑夫君
理事 西田 猛君
理事 佐々木憲昭君
理事 濱田 健一君

理事 大野 功統君
理事 村田 吉隆君
理事 山本 有二郎君
理事 中野 寛成君
理事 谷口 隆義君
理事 伊藤 達也君
理事 江渡 聡徳君
理事 熊谷 市雄君
理事 佐田 玄一郎君
理事 田中 昭一君
理事 津島 雄二君
理事 蓮実 進君
理事 山本 公一君
理事 渡辺 喜美君
理事 岡田 克也君
理事 北村 哲男君
理事 仙谷 由人君
理事 上田 勇君
理事 西川 知雄君
理事 西川 太一郎君
理事 木島日出夫君
理事 春名 真章君
理事 笹木 竜三君

委員外の出席者

議長 保岡 興治君
副議長 藤井 保憲君
衆議院調査局長 融安定化に関する特別調査室長

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官 山本 晃君

委員の異動

十月八日

辞任

大野 松茂君
河村 建夫君
吉田六左門君
古川 元久君

補欠選任

熊谷 市雄君
河本 三郎君
田中 昭一君
近藤 昭一君

同日

補欠選任

熊谷 市雄君
河本 三郎君
田中 昭一君
近藤 昭一君

大野 松茂君
河村 建夫君
吉田六左門君
古川 元久君

同日

理事保岡興治君同日理事辞任につき、その補欠として大野功統君が理事に当選した。

十月八日

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第一五号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第一五号)

○相沢委員長 これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事保岡興治君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に大野功統君を指名いたします。

○相沢委員長 次に、本日付託になりました保岡興治君外三名提出、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。保岡興治君。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○保岡議員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

金融機関が破綻した場合に対応していくためのものとして、先週衆議院を通過いたしました金融再生関連法案がありますが、現在、市場の圧力にさらされ、しかも、国民生活に最も影響を与えているのは、我々の身近に多数存在する破綻してない金融機関であり、これらの金融機関が不良債

権を速やかに処理するとともに、体質強化を行うことによつて、金融機能を正常化することが必要であります。したがつて、機を失せず、市場が待ち望んでいるような思い切つた対策を打ち出し、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の緊急の課題となっております。

このような状況を踏まえ、金融システムの早期健全化対策として新たな資本増強の制度を設け、これにより、現下の深刻な状況に迅速かつ有効に対応し、金融システムの再構築と我が国経済の活性化に資することを目的として本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融再生委員会が我が国の金融機能の早期健全化のために講ずる施策の原則、すなわち、金融機能の障害の未然防止、金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化、金融機関等の再編促進による金融システムの効率化、社会経済的な費用の最小化、早期是正措置との効果的連携並びに情報等の適切かつ十分な開示といった六項目の原則を定めております。

第二に、預金保険機構に金融機能早期健全化勘定を設け、二〇〇一年三月末までの時限措置として、資本増強制度を創設することとしております。

具体的には、協定銀行が、預金保険機構から資金の貸し付け等を受けて、金融機関等の普通株式及び優先株式等の引き受けを行うこととしております。この制度においては、存続が極めて困難な金融機関以外を対象とし、金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持または企業活動もしくは雇用状況に甚大な影響を及ぼす等、経済の円滑

な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合に、優先株式等の引き受けを行うことができることとしております。また、著しい過少資本行の場合には、他に手段がなければ、普通株式の引き受けを通じて協定銀行が経営管理を行うことにより早期健全化を図る道も設けております。さらに、破綻金融機関の受け皿となる金融機関及びこれに準ずるものについても、優先株式等の引き受け対象としております。

第三に、株式等の引き受けの承認については、金融再生委員会が、経営の合理化、経営責任、株主責任及び信用供与の円滑化の取り扱いを明確かつ厳格に定め、公表した承認基準により行うこととしております。この承認基準は、金融機関等の自己資本比率に応じたものとして、金融再生委員会が定めることとなります。

なお、承認に当たっては、申請金融機関等に対し経営健全化計画の提出及び履行を求め、これを公表するなどの情報開示を行うこととしております。

第四に、取得した株式等は早期に処分するものとし、特に、普通株式を五〇％超引き受けて子会社化した場合は、原則として一年以内に持ち株比率を五〇％以下に低下させることとしております。

第五に、株主責任の明確化の環境整備として資本の減少を行う場合の特例措置を措置することとしております。

その他、預金保険機構は、金融機能の早期健全化のための業務のため日本銀行等からの資金の借り入れ等を行うことができるとともに、政府はその借り入れ等に係る債務の保証をすることができるとする等所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○相沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時八分散会

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 金融機関等の資本の増強に関する緊急措置(第四条—第十条)

第三章 預金保険機構の業務の特例等(第十一条—第十八条)

第四章 雑則(第十九条—第二十条)

第五章 罰則(第二十一条—第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図り、もって我が国の金融システムの再構築と我が国の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)に掲げるものをいう。

二 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)に掲げるものをいう。

三 農林中央金庫

四 農業協同組合(昭和二十二年法律第百三

十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農

業協同組合連合会

四 水産業協同組合(昭和二十三年法律第二

百四十二号)第八十七条第一項第二号の事業

を行う漁業協同組合連合会

五 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持

株会社等(以下「銀行持株会社等」という。)

六 この法律において「銀行」とは、銀行法(昭和

五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定

する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法

律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀

行をいう。

七 この法律において「劣後特約付金銭消費貸借」とは、元

利金の支払について劣後の内容を有する特約が

付された仕債であつて、金融機関等の自己資本

の充実に資するものとして主務省令で定める仕

債に該当するものをいう。

八 この法律において「劣後特約付金銭消費貸借」とは、元
利金の支払について劣後の内容を有する特約が
付された仕債であつて、金融機関等の自己資本
の充実に資するものとして主務省令で定める仕
債に該当するものをいう。

九 この法律において「劣後特約付金銭消費貸借」とは、元
利金の支払について劣後の内容を有する特約が
付された仕債であつて、金融機関等の自己資本
の充実に資するものとして主務省令で定める仕
債に該当するものをいう。

十 この法律において「協定銀行」とは、預金保険
機構(以下「機構」という。)が第十条第一項に規
定する協定を締結した銀行をいう。

十一 この法律において「子会社」とは、銀行法第二
条第八項に規定する子会社又は同項の規定によ
り子会社とみなされる会社をいう。

十二 (金融機能の早期健全化のために講ずる施策の
原則)

第十三条 金融再生委員会が我が国の金融機能の早
期健全化を図るためこの法律に基づいて講ずる
施策は、次に掲げる原則によるものとする。

一 我が国の金融機能に著しい障害が生ずる事
態を未然に防止すること。

二 金融機関等に対し、経営の状況を改善する
よう自主的な努力を促すことにより、経営の
合理化並びに経営責任及び株主責任の明確化
を図ること。

三 金融機関等の再編を促進すること等により
金融システムの効率化を図ること。

四 第一条の目的を達成するための社会経済的
な費用が最小となるようにすること。

五 早期は正措置(銀行法第二十六条第一項の
規定による命令(改善計画の提出を求めるこ
とを含む。)であつて、銀行の自己資本の充実
の状況によつて必要があると認めるときにす
るものその他これに準ずる他の法令に基づく
命令をいう。)と効果的な連携を確保するこ
と。

六 情報等の適切かつ十分な開示に努めるこ
と。

第二章 金融機関等の資本の増強に関する
緊急措置

(株式等の引受け等の承認等)

第四条 機構は、金融機関等の発行する株式等の
引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付
け(以下「株式等の引受け等」という。)を協定銀
行に委託することができる。

2 前項の規定による委託に係る株式等の発行又
は劣後特約付金銭消費貸借による借入れ(以下
「株式等の発行等」という。)を行おうとする金融
機関等(以下「発行金融機関等」という。)は、協
定銀行に対し、平成十三年三月三十一日までに
株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、
協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当
該申込みに係る株式等の引受け等を行うことに
ついての金融再生委員会(当該申込みに係る発
行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会
である場合にあつては金融再生委員会及び労働
大臣とし、当該発行金融機関等が第二号第一項
第二号から第四号までに掲げるもの(以下「農水産
業協同組合連合会等」という。)である場合に
あつては金融再生委員会及び農林水産大臣とす

る。次項及び第六項、次条第一項及び第三項、第七項並びに第八項において同じ。の承認を求めよう申請しなければならない。

3 機構は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに、同項に規定する金融再生委員会の承認を求めなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が信用協同組合（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。第七項において同じ。）であるときは、あらかじめ、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

5 金融再生委員会及び農林水産大臣は、第三項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が農水産業協同組合連合会等（一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等に限る。）であるときは、あらかじめ、当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

6 金融再生委員会は、第三項の承認をするため必要があると認めるときは、日本銀行又は機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。

7 機構は、協定銀行から、第十条第二項第二号又は第八号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を金融再生委員会に当該報告に係る金融機関等が信用協同組合である場合にあつては金融再生委員会及び当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあつては金融再生委員会、農林水産大臣及び当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等であ

る場合にあつては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。）に報告しなければならない。

（経営の健全化のための計画）

第五節 前条第二項の規定による申請を行った発行金融機関等は、金融再生委員会に対し、次に掲げる方策（第八項に規定する金融機関及び銀行持株会社等については、第三号に掲げる方策を除く。）を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により利益の流出が行われないための方策

四 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

2 金融再生委員会は、前条第三項の承認があつたときは、前項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該計画を提出した発行金融機関等の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

3 金融再生委員会は、協定銀行が、前条第一項の引受けにより取得をした株式等（当該株式等が株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該株式が他の種類の株式への転換が可能とされる株式である場合にその転換により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により分割又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債が株式への転換が可能とされる社債である場合にその転換により発行された株式及びこれについて同法の規定により分割又は併合された株式を含む。以下「取得株式等」という。）又は同項の貸付けにより取得をした貸付債権（以下「取得貸付

債権」という。）の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができ、この場合において、当該報告を公表するときは、前項ただし書の規定を準用する。

第六節 金融再生委員会は、第四節第二項の規定による発行金融機関等である銀行からの申請が発行の時にいて議決権のある株式の引受けに係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 協定銀行による株式の引受けによりその資本の増強が図られなければならない、当該銀行が内外の金融市場において十分な信託を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該銀行の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

二 当該銀行の経営管理等を通じて適切な業務の運営の確保及び金融市場における当該銀行の信託の回復等により前号に掲げる事態を避けるために、発行の時にいて議決権のある株式の協定銀行による引受けが不可欠であること。

三 当該銀行がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式の引受けに係る取得株式等その他の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

四 当該銀行の自己資本の充実の状況に係る区分が著しい過少資本の状況にあるものとして金融再生委員会規則で定める区分に該当する

こと。

五 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、金融再生委員会が定めて公表する次に掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

ニ 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

（議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件）

第七節 金融再生委員会は、第四節第二項の規定による発行金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）からの申請が株式等の引受け等（発行の時にいて議決権のある株式の引受けを除く。）に係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 協定銀行による株式等の引受け等によりその資本の増強が図られなければならない、当該発行金融機関等が内外の金融市場において十分な信託を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該発行金融機関等の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

二 当該発行金融機関等がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式等の引受け等に係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

三 第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、発行金融機関等の自己資本の充実の状況に係る区分として金融再生委員会規則で定める区分その他の要素を勘案して金融再生委員会が定めて公表する前条第五号イからニまでに掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

(合併等を行う金融機関及び銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の要件)

第八条 金融再生委員会は、合併等(預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等又はこれに準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け若しくは金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けをいう。第一号及び第三号において同じ。)を行う金融機関又は銀行持株会社等からの第四条第二項の規定による株式等の引受け等に係る申請(発行の時に於いて議決権のある株式の引受けに係る申請を除く。)については、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 当該合併等により当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本の充実の状況が悪化したこと。

二 協定銀行による株式等の引受け等により当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

三 協定銀行による株式等の引受け等が、当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本の充実の状況等財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会が定めて公表する基準に適合するものであること。

四 預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等に準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け又は金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けを行う金融機関又は銀行持株会社等については、当該金融再生委員会規則で定める合併等に係る他の金融機関において第六条第五号イからハまでに掲げる方策が実行されていること又はその実行が見込まれること。

(資本の減少等を行う場合の特例)

第九条 第四条第二項の規定により株式の発行の申請をした銀行が、当該株式の発行に先立って資本の減少を行うこと等既に発行されている株式の一株当たりの価値の適正化を行うための措置を含む第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画を金融再生委員会に提出したときは、金融再生委員会は、当該申請に係る第四条第三項の承認において、当該措置を実施することとを条件とすることができる。

2 前項の規定により資本の減少の実施を条件とする第四条第三項の承認がなされた場合においては、当該資本の減少について、預金者その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条第一項の規定による催告は、することを要しない。

3 第一項の規定により資本の減少の実施を条件とする第四条第三項の承認がなされた場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該資本の減少について、商法第三百七十六條第二項の規定は、適用しない。

一 当該資本の減少に係る株主総会の決議において、当該承認に係る株式の発行価額の総額について払込みが行われたことを当該資本の減少の効力が生ずることの条件としたこと。

二 当該承認に係る株式の発行価額の総額(資本に組み入れない額を除く。)が当該承認の条件とされた資本の減少の額を上回ること。

(協定の締結等)

第十条 機構は、預金保険法附則第七条第一項の規定により同項の協定を締結した銀行と、株式等の引受け等並びに取得株式等及び取得貸付債権の処分等の業務の委託に関する協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

2 機構は、協定において、協定銀行が次に掲げる事項を実施すべき旨を定めなければならない。

一 協定銀行は、第四条第三項の承認に係る株式等の引受け等を行うこと。

二 協定銀行は、前号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

三 協定銀行は、第一号の規定により取得した株式に係る議決権その他の株主としての権利を行使しようとするときは、当該権利の行使の内容について機構の承認を受けること。ただし、機構を代理人として当該権利を行使するときは、機構がその承認を要しないものとして定めた事項について当該権利を行使するときは、この限りでないこと。

四 協定銀行は、取得株式等である株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となつたときは、機構の指導又は助言を受けて、当該銀行が第五条第一項の規定により提出した計画を適確に履行できるようその経営管理を行うこと。

五 協定銀行は、取得株式等である株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となつたときは、当該銀行が子会社となつた日から一年以内に、当該銀行が子会社でなくなるよう、その保有する株式の譲渡その他の処分を行うこと。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該処分を行うことができない場合には、機構の承認を受けて、一年ごとに二回までは、この期限を延長することができること。

六 協定銀行は、取得株式等及び取得貸付債権については、前号に定めるもののほか、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めること。

七 協定銀行は、取得株式等又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行うおうとするときは、機構の承認を受けること。

八 協定銀行は、前号の承認を受けて同号の取得株式等又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

3 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

4 機構は、第二号第五号ただし書の承認を行うおうとするときは、あらかじめ金融再生委員会の承認を得なければならない。

第三章 預金保険機構の業務の特例等

第十一条 機構は、協定銀行が協定の定めによる株式等の引受け等のために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証を行うことができる。

2 機構は、協定において、協定銀行が前項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結しようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けるべき旨を定めなければならない。

3 機構は、協定銀行との間で第一項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

(損失の補てん)

第十二条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(利益の納付及び収納)

第十三条 機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

(報告の徴求)

第十四条 機構は、第四条第一項及び前三条の規定による業務(以下「金融機能早期健全化業務」という。)を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(区分経理)

第十五条 機構は、金融機能早期健全化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融機能早期健全化勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 機構は、協定において、協定銀行の協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すべき旨を定めなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第十六条 機構は、金融機能早期健全化業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、金融再生委員会の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行、債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをする

ことができる。

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

(政府保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

(金融機能早期健全化勘定の廃止)

第十八条 機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能早期健全化勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融機能早期健全化勘定の廃止の際、金融機能早期健全化勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第四章 雑則

(預金保険法の適用)

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。)」と、「債権者」とあるのは「債権者(金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。)」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七条第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、

金融機能早期健全化緊急措置法第一条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務(金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び大蔵大臣」とあるのは「大蔵大臣、労働大臣又は農林水産大臣」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、又はその承認を得なければならない」と、「認可を受けなかった」とあるのは「認可を受けず、又はその承認を得なかった」と、同法第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

(政令への委任等)

第二十條 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

2 第二条第三項から第五項までの規定における主務省令は、総理府令・労働省令・農林水産省令とする。

第五章 罰則

第二十一条 第四条第七項、第十条第三項、又は第十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、「金融再生委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。この場合において、金融再生委員会規則により定めるべき事項は、総理府令で定める。

2 金融再生委員会設置法の施行の日の前日までに前項の規定により内閣総理大臣がした承認その他の行為については、これを、この法律の相当規定に基づいて金融再生委員会がした承認その他の行為とみなす。

第三条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)の施行の日の前日までの間における第二条第二項及び第七項の規定の適用については、同条第二項中「及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第一条第一項に規定する外国為替銀行」と、同条第七項中「銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは、「銀行法第五十二条の二第二項に規定する子会社又は同条第三項の規定により子会社とみなされる会社」とする。

第四条 平成十年度において政府が第十七条の規定により第十六条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第六十六条の規定により金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合には、十兆円の範囲

内において、これを行うことができる。ただし、第十七条及び金融機能再生緊急措置法第六十六条の規定に基づく国会の議決がなされた場合には、この限りでない。

第五条 金融機能再生緊急措置法附則第四条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号。以下この条において「旧金融機能安定化法」という。）第二十七条の規定により旧金融機能安定化法第十一条第一項の借入れ又は債券に係る債務について政府がした保証は、金融機能再生緊急措置法第六十六条の規定により金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の借入れ又は債券に係る債務について政府がしたものとみなす。

2 機構が、金融機能再生緊急措置法附則第五条の規定による業務を行う場合には、同条の規定にかかわらず、当該業務を金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の金融再生業務とみなして、金融機能再生緊急措置法第六十五条及び第六十六条の規定を適用する。

（預金保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「特別協定及び」を「特別協定」に改め、「特定整理回収協定」の下に「及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第 号）第十条第一項に規定する協定」を加える。

理由

我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に伴い、政府が保証することができる金額の限度は、当面、十兆円となる見込みである。

本案施行に要する経費

金融安定化に関する特別委員会議録第九号中正誤

四七ページ一段一八行の「を次のように改め」は「の次に次の一号を加え」の誤り。
四七ページ一段一九行の「八」は「八の二」の誤り。

四七ページ一段一九行の次に次の一項を入れるはずの誤り。

第四条第一項中「第一条第九号」を「第一条第八号の二」に改める。

四七ページ一段二〇行の「国家公安委員会委員 金融再生委員会委員」は「金融再生委員会委員 国家公安委員会委員」の誤り。

同 第十八号中正誤

三八ページ一段一九行「本則（第百十九条ノ三を除く。）中」は削るはずの誤り。

平成十年十月十三日印刷

平成十年十月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局